## 横浜市より区役所へ配備されたアマチュア無線設備の運用要領について

昭和49年6月

横浜市アマチュア無線非常通信協力会

1974年(昭和49年)に各区役所に無線機を設置したときに、運用要領を市と協議し定めました。

基本的には、無線設備の所有権は横浜市に、使用権は協力会に、保管責任は区役所にあり 詳細は下記の通りであります。

記

- 1 無線設備の保管責任者は、区庶務課長(庁舎管理責任者)とする。
- 2 無線設備の運用は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会の会員とする。
- 3 無線設備を運用する場合は、事前に使用目的・日時・使用場所等について保管責任 者(庁舎管理責任者)と協議する。ただし、非常の場合はこの限りでない。
- 4 無線設備を運用しようとする会員は、常に会員証を携帯し身分を明らかにする。
- 5 各支部は、会員のうちから運用責任者を若干名定め、定期的に点検を行う。
- 6 支部長は、運用責任者に変更が生じた場合は事務局に報告する。
- 7 無線設備を運用したときは、アマチュア無線使用簿に所定の事項を記入する。
- 8 無線設備の使用後は、所定の場所に収納する。
- 9 無線設備の故障等異常を発見したときは、すみやかに保管責任者に連絡する。
- 10 無線設備の修繕等に要する費用は、市が負担する。
- 11 無線設備の運用の細則については、各支部で定める。
- 12 無線設備の運用について、この要領に定めない事項については、市と協力会と協議して定める。

横浜市危機管理対策室が協力会事務局であったのが、協力会に事務局が移転したことにより、事務局の責務として、各区の無線設備の状態を常に詳細に把握し、管理を徹底し非常時に万全を期したいと思います。

各区支部にあっては、運用責任者を選出し、設置後20年を経過した機種もあり、定期的 に管理・点検を行い、非常時に不都合無きようお願いします。

> 平成17年11月 横浜市アマチュア無線非常通信協力会 事務局